

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第73期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 ロート製薬株式会社

【英訳名】 ROHTO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 邦雄

【本店の所在の場所】 大阪市生野区巽西1丁目8番1号

【電話番号】 大阪 (06)6758 - 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 石崎 守紀

【最寄りの連絡場所】 大阪市生野区巽西1丁目8番1号

【電話番号】 大阪 (06)6758 - 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 石崎 守紀

【縦覧に供する場所】

ロート製薬株式会社 東京支社  
(東京都港区海岸1丁目2番20号 汐留ビルディング20階)

ロート製薬株式会社 名古屋支店  
(名古屋市西区牛島町2番5号 TOMITA・BLD.10階)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## 連結経営指標等

回次		第73期 第2四半期 連結累計期間	第73期 第2四半期 連結会計期間	第72期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	51,665	28,832	108,131
経常利益	(百万円)	4,515	2,806	12,338
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,751	1,682	7,525
純資産額	(百万円)		68,188	69,417
総資産額	(百万円)		117,016	120,183
1株当たり純資産額	(円)		574.27	598.87
1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	23.58	14.37	65.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	23.38	14.29	63.95
自己資本比率	(%)		57.7	57.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	296		12,610
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,406		3,981
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,566		5,660
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		4,440	9,709
従業員数	(名)		4,341	3,964

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	4,341	(479)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーを含む臨時従業員数は、( )内に当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,195	(21)
---------	-------	------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱員(458名)を含めて表示しております。

2 パートタイマーを含む臨時従業員数は、( )内に当第2四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
アイケア関連	7,265
スキンケア関連	18,531
内服関連	3,958
その他	538
合計	30,293

(注) 1 金額は、販売価格によっております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)
アイケア関連	203
スキンケア関連	2,312
内服関連	608
その他	253
合計	3,377

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注実績

一部の子会社では受注生産を行っておりますが、大部分は見込生産でありますので記載しておりません。

(4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
アイケア関連	6,442
スキンケア関連	16,755
内服関連	3,934
その他	1,699
合計	28,832

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
(株)大木	7,012	24.3
(株)パルタックK S	3,960	13.7
丹平中田(株)	2,961	10.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く経済環境は、米国に端を発した金融危機が全世界に波及し、雇用や消費など実体経済の減速が懸念される状況となってまいりました。ヘルスケア関連業界におきましても、業種・業態を越えた競争の激化など厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは顧客志向の新製品開発やマーケティング活動により新規分野への展開を図るとともに、既存分野におきましても高付加価値の製品を開発し市場の活性化に努めてまいりました。

国内につきましては、アイケア関連は、主力の目薬が新製品の寄与もあり堅調に推移いたしました。スキンケア関連は、ビューティ関連の「肌研（ハダラボ）」シリーズや「50の恵」シリーズなどが順調なことに加え、秋冬に向けた新製品が増収に寄与いたしました。また、内服関連は、メタボリック症候群の予防などに関心が高まる中、「ロート防風通聖散錠」を中心に「和漢箋」シリーズが好調でありました。

一方、海外につきましては、円高の影響もあり北米及びヨーロッパが伸び悩みました。

その結果、売上高は288億3千2百万円となりました。利益面につきましては、第1四半期連結会計期間から新たな日本の会計ルールとして、在外子会社の会計処理の統一が求められることとなり、それに伴い在外子会社の持つのれん等の償却を実施したことにより、営業利益28億7千万円、経常利益28億6百万円、四半期純利益16億8千2百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### （アイケア関連）

国内においては、主力の目薬で有効成分を日本国内最多の11種配合した「ロートV11」やユニークなCMで話題となった中高年向けの40目薬シリーズなどが堅調に推移いたしました。

一方、海外におきましては、アジアでの市場在庫の増加の影響もあり伸び悩みました。その結果、アイケア関連トータルでは、売上高64億4千2百万円、営業利益は17億6千6百万円となりました。

#### （スキンケア関連）

国内においては、猛暑の到来もあり、日焼け止めなど季節商品が堅調に推移したことに加え、「肌研（ハダラボ）極潤」のリニューアルなどビューティ関連品が好調でありました。

海外におきましては、円高の影響があったもののアジアをリード役に堅調に推移いたしました。その結果、スキンケア関連トータルでは、売上高167億5千5百万円、営業利益は15億5百万円となりました。

#### （内服関連）

漢方薬の「和漢箋」シリーズが順調に推移したことにより、内服関連トータルでは、売上高39億3千4百万円、営業利益は1億3千5百万円となりました。

#### （その他）

マスクなどの花粉関連品や競争激化の妊娠検査薬及び排卵日検査薬の「ドゥーテスト」ブランドが伸び悩み、その他分野トータルでは、売上高16億9千9百万円、営業利益は1億8百万円となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(日本)

「肌研(ハダラボ)」ブランドなどビューティ関連品を中心にスキンケア関連が好調であったことに加え、漢方薬の「和漢箋」ブランドも堅調でありました。その結果、外部顧客への売上高は213億2千5百万円となりました。営業利益につきましては、売上高が好調に推移したこともあり、30億8千6百万円となりました。

(北米)

ニキビ治療薬「OXY」ブランドやリップクリームなどは堅調に推移しているものの、円高の影響により、外部顧客への売上高は22億8千9百万円となりました。営業利益につきましては、在外子会社の持つのれん等の償却を実施したこともあり、5億1千3百万円の営業損失となりました。

(ヨーロッパ)

東欧や中東で消炎鎮痛剤などが順調でしたが、円高の影響もあり、外部顧客への売上高は12億8千5百万円、営業利益は1千9百万円となりました。

(アジア)

スキンケア関連が伸び悩んだものの、リップクリームや男性用化粧品などスキンケア関連が順調に推移したことにより、外部顧客への売上高は35億7千7百万円、営業利益は3億5千6百万円となりました。

(その他)

スキンケア関連が順調に推移したことにより、外部顧客への売上高は3億5千4百万円、営業利益は4千2百万円となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産総額は1,170億1千6百万円となり、前連結会計年度末より31億6千6百万円減少しました。これは、受取手形及び売掛金が19億3千2百万円、商品及び製品が18億6千万円増加する一方、無形固定資産が80億5千2百万円減少したこと等によるものであります。

負債総額は488億2千8百万円となり、前連結会計年度末より19億3千7百万円減少しました。これは、転換社債が10億7千5百万円減少し、また当社の役員退職慰労金制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金が6億4千万円減少したこと等によるものであります。

また、純資産につきましては681億8千8百万円となり、前連結会計年度末より12億2千9百万円減少しました。これは、資本金が5億3千8百万円、資本剰余金が5億3千6百万円増加する一方、利益剰余金が32億9千4百万円減少したこと等によるものであります。

なお、上記の無形固定資産、利益剰余金の減少は、主に、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、在外子会社の持つのれん等の償却を実施したことによるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ21億4千5百万円減少し、44億4千万円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は、2億1千1百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が27億7千9百万円、減価償却費が11億3千3百万円ありましたが、売上債権の増加額が61億2千1百万円あったこと等によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、17億4千3百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が16億1千9百万円あったこと等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は、3億1千3百万円となりました。これは、短期借入金の純減少額が2億3千6百万円あったこと等によるものであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、株式会社の支配に関する基本方針に関しては、次のとおりであります。

#### 基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。そして、最終的には株主様の意思によるべきものと考え、IR活動等を通じて事業内容の適時開示に努めております。

また、当社は、永年蓄積した製品開発技術・企画力・製品生産技術や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、現在の安定した強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当を実現しております。

当社は経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを兼ね備えた者が取締役役に就任して、当社の財務及び事業方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。従いまして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主共同の利益確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

#### 基本方針実現のための取り組み

##### [1] 基本方針の実現に資する取り組み

当社のコーポレートスローガン「よろこびックリ誓約会社」が示しているとおり、ますます多様化する健康と美へのご要望に対して、「お客様の『期待値を超えた満足（＝感動）』」を提供し続けるために、新たな価値のある製品をお届けできるよう製品の開発、製造に努めると同時に、商品やサービスに「喜びに満ちた驚き」をこめて、さらに一步一步お客様に近づいてまいります。また、効果的なマーケティング活動を行うことで、安全・安心のブランドとしてお客様から高いご支持をいただき、市場競争力のある製品群を多くの分野で展開しております。当社は、アイケア事業、スキンケア事業、内服事業、その他周辺事業並びに海外事業、新規事業など、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中による経営資源の配分見直しを継続的に進め、これら各事業を将来にわたって拡大・発展させる各種布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めております。今後も引き続き資本効率を高める積極的な事業投資、設備投資を行い、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

また、当社は、社会的責任への取り組み強化も積極的に推進しております。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお客様から信頼され、愛される会社であるための要件であることを自覚し、ヘルスケアメーカーとして常に安全・安心の製品をお客様へお届けする品質保証体制の強化に努めております。併せて、国民の健やかなエンjoyライフを支援するために、スポーツや各種文化活動・イベントの協賛等にも積極的に取り組んでおります。現在当社では、より高いレベルでの企業の社会的責任を果たすため、CSR委員会（CSR＝「企業の社会的責任」）を設けるとともに、CSR推進室を設置し、一層細やかな対応を目指して取り組んでいるところであります。さらには、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意深耕しているところでございます。

コーポレートガバナンスにつきましては、平成14年5月より執行役員制度を導入し意思決定のスピードアップと活力ある組織運営に努めてまいりました。また刻々と変化する経営環境に迅速かつ緊張感をもって対応するため取締役の任期を1年としております。

## [2] 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月26日開催の当社第71回定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量買付が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は( ) 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。

独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件に該当する買付等であると認められた場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式その他の財産と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施、又は不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は原則として3年間としておりますが、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

#### 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社事業計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。また、本プランは、前記[2]に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、当社第71回定時株主総会において株主の承認を得ており、また、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は974百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更及び重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	399,396,000
計	399,396,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,907,528	117,907,528	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	117,907,528	117,907,528		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

当社は会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づき、新株予約権を発行しており、その内容は次のとおりであります。

取締役会決議日（平成20年 8月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年 9月30日）
新株予約権の数(個)	511,752 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	511,752 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年 9月14日 ~ 平成60年 9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,160 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という）は、当社の役員を退任（死亡退任を除く。）した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人のうち、配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該新株予約権者が死亡により退任した日の翌日から4か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権を担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	新株予約権者は、行使時の払込みに代えて、退職慰労金相当額打ち切り支給額請求権をもって相殺する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、上記1に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。なお、定めがない場合は、(注) 4に従って当社が残存新株予約権を取得するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記新株予約権の目的となる株式の数及び(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当りの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)4に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

前記に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 ～ 平成20年9月30日 (注)	933,968	117,907,528	280	6,398	278	5,502

(注) 転換社債の株式への転換による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,006	10.18
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	7,888	6.68
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	5,303	4.49
(有)山田興産	兵庫県芦屋市東芦屋町19-15	4,074	3.45
山昌興産(株)	兵庫県西宮市南郷町9-45	3,504	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,267	2.77
山田清子	奈良市登美ヶ丘	2,968	2.51
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,942	2.49
山田茂子	大阪市北区	2,900	2.45
ドイチェバンクアーゲーロンドンビー ビーノントリティークライアンスツ613 (常任代理人 ドイツ証券(株))	東京都千代田区永田町2丁目11-1	2,587	2.19
計		47,439	40.23

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	12,006千株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G)	3,267千株
日本マスタートラスト信託銀行(株)	7,888千株

- 2 (株)りそな銀行から平成20年10月3日付で大量保有報告書の提出があり、平成20年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期連結会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(株)りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	998	0.85
りそな信託銀行(株)	東京都千代田区大手町1丁目1-2	4,909	4.17
計		5,907	5.02

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 289,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,137,000	117,137	
単元未満株式	普通株式 481,528		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	117,907,528		
総株主の議決権		117,137	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式918株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ロート製薬株式会社	大阪市生野区巽西1丁目8-1	289,000		289,000	0.2
計		289,000		289,000	0.2

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,285	1,288	1,269	1,238	1,304	1,319
最低(円)	1,107	1,111	1,145	1,166	1,182	1,167

(注) 上記最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

(注) 当社では執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の変動は、次のとおりであります。

新任執行役員

役名	職名	氏名	新任年月日
執行役員	生産事業本部長	榎本 健	平成20年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,550	9,809
受取手形及び売掛金	29,639	27,707
有価証券	0	21
商品及び製品	9,514	7,654
仕掛品	985	834
原材料及び貯蔵品	5,536	3,987
その他	4,211	3,657
貸倒引当金	250	257
流動資産合計	54,188	53,414
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 15,913	1 16,124
機械装置及び運搬具(純額)	1 6,107	1 6,187
その他	1 13,662	1 11,596
有形固定資産合計	35,683	33,908
無形固定資産		
のれん	3,546	9,655
その他	1,687	3,631
無形固定資産合計	5,233	13,286
投資その他の資産		
投資有価証券	18,466	18,347
その他	3,462	1,248
貸倒引当金	18	22
投資その他の資産合計	21,910	19,574
固定資産合計	62,827	66,769
資産合計	117,016	120,183
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,753	8,015
短期借入金	2,566	2,922
1年内償還予定の転換社債	-	1,075
未払法人税等	2,057	2,887
賞与引当金	1,611	1,576
役員賞与引当金	15	42
返品調整引当金	692	611
売上割戻引当金	2,196	1,743
その他	17,106	18,702
流動負債合計	36,999	37,575

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>固定負債</b>		
長期借入金	6,385	6,603
退職給付引当金	1,110	1,355
役員退職慰労引当金	137	777
その他	4,195	4,454
固定負債合計	11,829	13,190
<b>負債合計</b>	<b>48,828</b>	<b>50,765</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	6,398	5,860
資本剰余金	5,517	4,980
利益剰余金	52,350	55,645
自己株式	225	203
株主資本合計	64,041	66,283
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	4,687	4,891
繰延ヘッジ損益	9	13
為替換算調整勘定	1,175	1,791
評価・換算差額等合計	3,502	3,086
新株予約権	593	-
少数株主持分	50	47
純資産合計	68,188	69,417
<b>負債純資産合計</b>	<b>117,016</b>	<b>120,183</b>

(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	51,665
売上原価	21,474
売上総利益	30,191
返品調整引当金繰入額	80
差引売上総利益	30,110
販売費及び一般管理費	1 25,645
営業利益	4,464
営業外収益	
受取利息	58
受取配当金	183
その他	117
営業外収益合計	359
営業外費用	
支払利息	237
持分法による投資損失	0
その他	71
営業外費用合計	308
経常利益	4,515
特別利益	
貸倒引当金戻入額	31
特別利益合計	31
特別損失	
投資有価証券評価損	26
特別損失合計	26
税金等調整前四半期純利益	4,520
法人税等	1,764
少数株主利益	4
四半期純利益	2,751

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	28,832
売上原価	12,130
売上総利益	16,701
返品調整引当金繰入額	119
差引売上総利益	16,581
販売費及び一般管理費	13,711
営業利益	2,870
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	2
持分法による投資利益	3
その他	59
営業外収益合計	96
営業外費用	
支払利息	114
その他	45
営業外費用合計	160
経常利益	2,806
特別損失	
投資有価証券評価損	26
特別損失合計	26
税金等調整前四半期純利益	2,779
法人税等	1,097
少数株主損失( )	0
四半期純利益	1,682

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	4,520
減価償却費	2,043
のれん償却額	718
貸倒引当金の増減額（は減少）	31
賞与引当金の増減額（は減少）	36
役員賞与引当金の増減額（は減少）	27
退職給付引当金の増減額（は減少）	275
返品調整引当金の増減額（は減少）	80
売上割戻引当金の増減額（は減少）	453
投資有価証券評価損益（は益）	26
受取利息及び受取配当金	241
支払利息	237
持分法による投資損益（は益）	0
売上債権の増減額（は増加）	1,488
たな卸資産の増減額（は増加）	3,468
仕入債務の増減額（は減少）	2,585
その他	2,586
小計	2,583
利息及び配当金の受取額	229
利息の支払額	240
法人税等の支払額	2,868
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>296</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	2,811
無形固定資産の取得による支出	38
投資有価証券の取得による支出	407
その他	149
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,406</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	600
長期借入れによる収入	140
長期借入金の返済による支出	386
配当金の支払額	695
その他	25
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,566</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,268
現金及び現金同等物の期首残高	9,709
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,440

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1	<p><b>会計方針の変更</b></p> <p>(1) 四半期財務諸表に関する会計基準の適用                      第1四半期連結会計期間から「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年3月14日企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年3月14日企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。なお、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期適用しております。</p> <p>(2) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用                      当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ31百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。                      また、当社は、従来、営業外費用にて計上しておりましたたな卸資産廃棄損を、第1四半期連結会計期間から、売上原価として処理する方法に変更しております。この変更は、上記「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用することを契機にたな卸資産廃棄損の表示区分の見直しを行なった結果、販売活動及び製造活動に不可欠なものを売上原価として処理することにより経営成績をより適正に表示するために行なったものであります。この結果、当第2四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益は180百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は26百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用                      当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年3月30日改正企業会計基準適用指針第16号)を早期適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。                      また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。                      なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。                      これによる当第2四半期連結累計期間の資産及び損益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用                      第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ812百万円減少しております。また、期首利益剰余金が5,349百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1	<p><b>固定資産の減価償却費の算定方法</b>                      定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 機械装置の減価償却に係る耐用年数の変更	当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日 法律第23号)を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ46百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。
2 役員退職慰労金制度の変更	当社は、平成20年6月25日に開催されました第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、本総会で重任された取締役及び監査役に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額については、対象役員により、金銭による打ち切り支給と退職慰労金相当額の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のいずれかを選択できることとしました。これに伴い、第1四半期連結会計期間末に計上しておりました役員退職慰労引当金残高のうち、37百万円を未払退職金として固定負債の「その他」に、593百万円を純資産の部の「新株予約権」に計上しております。 なお、国内連結子会社につきましては、役員の退職慰労金支給に備えて、内規に基づく期末要支給額の100%を引き続き計上しております。
3 退職給付引当金の計上について	当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当第2四半期連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当第2四半期連結会計期間末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しておりますが、当社の確定給付企業年金制度においては、年金資産の見込額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を加減した額を上回るため、当該金額については前払年金費用(28百万円)として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。 また、米国連結子会社につきましては、前連結会計年度の退職給付引当金計上基準に基づく処理を引き続き行っております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	42,542百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	40,871百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
販売促進費	5,506百万円
広告宣伝費	7,700百万円
賞与引当金繰入額	763百万円
役員賞与引当金繰入額	15百万円
退職給付費用	183百万円
役員退職慰労引当金繰入額	78百万円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
販売促進費	3,196百万円
広告宣伝費	4,082百万円
賞与引当金繰入額	417百万円
役員賞与引当金繰入額	7百万円
退職給付費用	93百万円
役員退職慰労引当金繰入額	2百万円
貸倒引当金繰入額	3百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	4,550百万円
有価証券勘定	0百万円
計	4,551百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	110百万円
償還期間が3か月を超える 債権等	0百万円
現金及び現金同等物	4,440百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日  
 至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	117,907,528

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	289,918

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	511,752	593
連結子会社			
合計		511,752	593

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	695	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	705	6.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。この結果、在外子会社の持つのれん等の償却を実施したことにより、当第2四半期連結累計期間において、期首利益剰余金が5,349百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末において利益剰余金が52,350百万円となっております。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 511,752
付与日	平成20年9月13日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けたもの(以下、「新株予約権者」という)は、当社の役員を退任(死亡退任を除く。)した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人のうち、配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該新株予約権者が死亡により退任した日の翌日から4か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	平成20年9月14日～ 平成60年9月13日
権利行使価格(円)	1 (注)
付与日における公正な評価単価(円)	1,160

(注) 新株予約権者は、行使時の払込みに代えて、退職慰労金相当額打ち切り支給額請求権をもって相殺する。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	アイケア 関連 (百万円)	スキンケア 関連 (百万円)	内服関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	6,442	16,755	3,934	1,699	28,832		28,832
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高							
計	6,442	16,755	3,934	1,699	28,832		28,832
営業利益	1,766	1,505	135	108	3,515	(645)	2,870

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類、用途(使用目的)、製造方法等の類似性に基づき区分しております。

2 各事業の主な製品

(1) アイケア関連 ..... 目薬、洗眼薬、コンタクトレンズ関連品

(2) スキンケア関連 ..... メンソレータム、保湿鎮痒剤、リップクリーム、ハンドクリーム、ニキビ用剤、日焼け止め、機能性化粧品

(3) 内服関連 ..... 胃腸薬、胃腸内服液、総合感冒薬、漢方薬、サプリメント

(4) その他 ..... 体外検査薬、花粉関連品、義歯関連品、衛生雑貨

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (2)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)の適用により、評価基準を変更しております。なお、上記会計基準適用に伴い、棚卸資産廃棄損の処理方法を変更しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。

5 追加情報 1 に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を変更しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	アイケア 関 連 (百万円)	スキンケア 関連 (百万円)	内服関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	12,232	29,299	7,495	2,637	51,665		51,665
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高							
計	12,232	29,299	7,495	2,637	51,665		51,665
営業利益	3,322	2,091	225	171	5,812	(1,347)	4,464

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類、用途(使用目的)、製造方法等の類似性に基づき区分しております。

2 各事業の主な製品

(1) アイケア関連 …… 目薬、洗眼薬、コンタクトレンズ関連品

(2) スキンケア関連 …… メンソレータム、保湿鎮痒剤、リップクリーム、ハンドクリーム、ニキビ用剤、日焼け止め、機能性化粧品

(3) 内服関連 …… 胃腸薬、胃腸内服液、総合感冒薬、漢方薬、サプリメント

(4) その他 …… 体外検査薬、花粉関連品、義歯関連品、衛生雑貨

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (2)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)の適用により、評価基準を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、スキンケア関連事業が16百万円、内服関連事業が13百万円、その他事業が1百万円減少しております。

なお、上記会計基準適用に伴い、棚卸資産廃棄損の処理方法を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、アイケア関連事業が28百万円、スキンケア関連事業が110百万円、内服関連事業が33百万円、その他事業が8百万円減少しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、スキンケア関連事業が812百万円減少しております。

5 追加情報 1 に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、アイケア関連事業が10百万円、スキンケア関連事業が19百万円、内服関連事業が9百万円、その他事業が6百万円増加しております。

(著しく変動したセグメント別資産)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、のれん等の償却を実施したことに伴い、当第2四半期連結会計期間末においてスキンケア関連事業の資産が前連結会計年度末に比べ6,513百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	21,325	2,289	1,285	3,577	354	28,832		28,832
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	200	396	2	922	4	1,527	(1,527)	
計	21,526	2,685	1,288	4,499	359	30,359	(1,527)	28,832
営業利益 又は営業損失( )	3,086	513	19	356	42	2,990	(120)	2,870

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米 ..... 米国・カナダ
- (2) ヨーロッパ ..... 英国
- (3) アジア ..... 中国・台湾・ベトナム
- (4) その他 ..... オーストラリア

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (2)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)の適用により、評価基準を変更しております。なお、上記会計基準適用に伴い、棚卸資産廃棄損の処理方法を変更しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用しております。

5 追加情報 1 に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日法律第23号)を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を変更しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	38,061	4,002	2,503	6,408	689	51,665		51,665
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	556	859	2	1,429	7	2,856	(2,856)	
計	38,618	4,862	2,506	7,837	696	54,521	(2,856)	51,665
営業利益 又は営業損失( )	4,699	975	89	780	49	4,643	(178)	4,464

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) 北米 ..... 米国・カナダ
- (2) ヨーロッパ ..... 英国
- (3) アジア ..... 中国・台湾・ベトナム
- (4) その他 ..... オーストラリア
- 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (2)」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)の適用により、評価基準を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が31百万円減少しております。
- なお、上記会計基準適用に伴い、棚卸資産廃棄損の処理方法を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が180百万円減少しております。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、北米が812百万円減少しております。
- 5 追加情報 1 に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間から、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を変更しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本が46百万円増加しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	2,346	1,286	3,748	355	7,736
連結売上高(百万円)					28,832
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.1	4.5	13.0	1.2	26.8

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他	計
海外売上高(百万円)	4,130	2,504	6,676	690	14,001
連結売上高(百万円)					51,665
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.0	4.9	12.9	1.3	27.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米 ..... 米国・カナダ  
 (2) ヨーロッパ ..... 英国  
 (3) アジア ..... 中国・台湾・ベトナム  
 (4) その他 ..... オーストラリア  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
574円27銭	598円87銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益	23円58銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	23円38銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,751
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,751
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	116,702
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額(百万円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	
転換社債	936
新株予約権	77
普通株式増加数(千株)	1,014
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

第2四半期連結会計期間

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益	14円37銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	14円29銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,682
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,682
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	117,087
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額(百万円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	
転換社債	556
新株予約権	127
普通株式増加数(千株)	684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第73期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月12日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	705百万円
1株当たり金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月10日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

ロート製薬株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 嶋 步 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているロート製薬株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ロート製薬株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計方針の変更 (4)」に記載のとおり、会社は、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。